

会員資格の取得及び喪失に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人福岡中部法人会（以下「この法人」という。）の定款第 6 条及び第 8 条ないし第 10 条に規定する会員資格の取得及び喪失に関し必要な事項を定める。

(入 会)

第 2 条 この法人の会員になろうとする者は、別紙様式 1 の入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(退 会)

第 3 条 会員は、別紙様式 2 の退会届を提出することにより退会できる。

(会費滞納による資格喪失)

第 4 条 会費の滞納が 2 年以上となる会員は、文書による催告後 1 月を経過しても納入しない場合、会員資格を喪失する。

(再入会)

第 5 条 会員資格を喪失した者は、別紙様式 1 の入会申込書を提出し、理事会の決議により再度会員となることができる。ただし、次の者については、入会申込書を提出することができない。

- (1) 前条の事由により会員資格を喪失し会費の滞納額のある者
- (2) 除名又は総正会員の同意により会員資格を喪失しその資格の喪失から 5 年を経過していない者

(会員名簿の登録等)

第 6 条 入会申込書の記載事項に基づき、正会員、賛助会員の別にこの法人の会員名簿に登録する。

2 会員は、会員名簿に登録された事項に変更があった場合には速やかに別紙様式 3 の届出事項変更届を提出しなければならない。

(会員名簿の登録抹消等)

第 7 条 会員資格を喪失した会員については、会員名簿の登録を抹消する。

2 会員資格を喪失した会員は、前歴として会員としての資格称号を使用することはできない。

(会員名簿登録情報の公開)

第 8 条 会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び範囲については、理事会の決議による。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(附 則)

第 11 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。